

氷見市バレーボール協会規約

総 則

(趣旨)

第1条 この会は、氷見市バレーボール協会（以下「協会」という）と称し、協会員は相互の結束及び研鑽を怠らず、氷見市バレーボール競技の発展に寄与し、且つ、氷見市スポーツレベルの向上と活性化をはかるものである。

(協会の資格)

第2条 前条の目的に賛同するバレーボール愛好者とする。

(事業)

第3条 目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 協会が主催する各種バレーボール競技会
- (2) 他団体が主催する各種バレーボール競技会の賛助
- (3) その他目的を達成するための必要な事業

(事務局)

第4条 協会の事務局を氷見市窪788-1に置く。

組 織

(役員)

第5条 協会は次の役員で構成する。

会 長	1名
副 会 長	若干名
顧 問	若干名
参 与	若干名
理 事 長	若干名
副 理 事 長	若干名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
評 議 員	若干名
監 事	2名

(職務と権限)

第6条 役員職務と権限は次の各号とする。

会 長	協会を代表し、統括する。
副 会 長	会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
理 事 長	協会の事業全般を遂行する。
副 理 事 長	理事長を補佐し、理事長事故ある時はこれを代行する。
常 任 理 事	常任理事は主に各部会の部長とし、その業務の執行にあたる。
理 事	理事は主に各部会の副部長とし、部長を補佐しながらその執行にあたる。
評 議 員	登録チームの代表者及び会長が必要と認めるものをもって構成し、会長が任命する。
監 事	協会の事業及び会計を監査し、必要ある時は意見を具申することができる。
顧問、参与	氷見市バレーボール協会に功労のあった者を総会の承認を得て選出し、会長の諮問に応じ、会議に出席してその意見を述べるすることができる。

(部 会)

第7条 部会は次の通り設置し、部長以下会員をもって構成する。

審 判 部	審判員の養成，研修及び各種大会の審判遂行
婦 人 部	婦人バレーボールの総括及び運営
高 校 生 部	高校生部の総括及び運営
中 学 生 部	中学生部の総括及び運営
小 学 生 部	小学生部の総括及び運営
競 技 部	各種大会開催における器具の準備及び設営
青 年 部	青年部の総括及び氷見クラブに関すること
強 化 部	選手強化策についての指導及び若手選手の発掘・育成
経 理 部	協会の会計及び広報

(選出及び任期)

第8条 会長は総会において選出し、会長はその他の役員を総会の承認を得て任命するものとする。

なお、任期は2年とする。但し再選は妨げない。

機 関

(総 会)

第9条 総会は原則として年1回開催し会長、副会長、顧問、理事長、副理事長、常任理事、評議員及び監事をもって構成し、会長がこれを招集して、次の事項を審議決議する。

- 1 事業計画案及び予算案
- 2 事業報告及び決算報告
- 3 役員を選任及び承認
- 4 会則の改正
- 5 その他会長が必要と認めた事項

(常任理事会)

第10条 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事で構成し、必要の都度会長が招集し、必要と認めた事項を審議する。

(理事会)

第11条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事で構成し、会長が召集し、必要と認めた事項を審議する。

(成立及び議決)

第12条 総会は役員の過半数の出席（委任状も可）をもって成立し、出席者の過半数で議決する。

会 計

(会 費)

第13条 協会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

会 長	3万円
副 会 長	2万円
理 事 長	1万5千円
副 理 事 長	1万円
常 任 理 事	6千円
理 事	5千円
監 事	6千円
評 議 員	2千円

会費を特別に必要と認めたときは、その都度徴収することができる。

(会 期)

第 14 条 協会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

規 約

(慶弔に関する規約)

第 15 条 慶弔については、次のごとく定める。

- 1 会員の結婚に際しては、祝電を贈る。
- 2 会員の一親等以内に不幸があったときは、花輪及び香典 5 千円を贈る。
- 3 その他特に会長が必要と認めたときはその都度考慮する。

(表彰に関する規約)

第 16 条 次の 1 から 6 に該当した場合これを表彰する。

- 1 小学生の部
県の大会で 3 位以内に入賞したチームの構成員
- 2 中学生の部
県の選抜チームに選出された選手
県の大会で優勝したチーム、または、北信越大会に出場したチームの構成員
県民体育大会で優勝したチーム
- 3 高校生の部
県の選抜チームに選出された選手
全国大会で上位入賞したチームの構成員
- 4 婦人の部
40 歳以上で 5 年以上市内のチームに所属した選手
県の大会で優勝したチームの構成員 (除く、県民体育大会)
- 5 一般の部
県の大会で優勝したチームの構成員 (除く、県民体育大会)
- 6 その他特に会長が必要と認めたとき。

(激励費に関する規約)

第 17 条 次の大会に出場する市内の登録チームに激励費を贈る。

- 1 全国大会に出場するチームは 3 万円とする。
- 2 全国大会につながる北信越大会に出場するチームは 2 万円とする。
- 3 その他特に必要と認める場合は、その都度会長が定める。

(強化対策に関する規約)

第 18 条 チームの強化を図るため、強化事業を計画しているチームに別途規定する金額を助成する。

(その他必要事項)

第 19 条 会則に定めるものの他、必要事項は会長が定める。

(付 則)

- この会則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- この会則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- この会則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- この会則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この会則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- この会則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- この会則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

氷見市バレーボール協会規約（内規）

- 1 県内旅費基準について
市外1回あたり、1,000円とする。

- 2 大会参加料について（1大会あたり）

小学生チーム	1,000円
中学生チーム	1,000円
高校生チーム	1,000円
一般チーム	3,000円
婦人チーム	3,000円